

## 特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

## 第54講 属地主義の原則

## 第1 はじめに

国際的な特許係争を適切に処理するためには、特許権の属地主義の原則を的確に理解することが必要である。

属地主義の原則に関しては、最高裁平成9年7月1日判決〔BBS事件〕は、「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」と判示し、我が国の特許に関しては、属地主義の原則が採られているとする。

上記判示の内、「各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、」と言う前段部分については、特許に関しては、出願、成立した国を連結点として、準拠法を決定する抵触法上の原則を定めたものであると理解されている。つまり、特許の成立、移転、効力等は、当該特許を出願し、成立した国の法律が適用されるというある意味自明の内容が判示されている。

「特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められること」という後段部分については、特許権の効力は特許権が成立した国の領域以外には及ばないという特許権の効力の地理的範囲を定めたものと理解されている。

国際的な特許係争においては、属地主義の原則の内、特許権の効力の地理的範囲との関係で問題が生じるので、この後段の判示内容との関係を検討する必要がある。

## 第2 属地主義の原則の適用対象となる侵害行為

上述したとおり、属地主義の原則からして、日本の特許権の効力の地理的範囲は、日本の領域以外には及ばないが、その適用される行為の対象に関しては、両様の考え方があり。

一つは、属地主義の原則は、直接侵害行為にのみ適用され、間接侵害行為に対しては地理的限定はなく、直接侵害行為さえ日本で行われれば、間接侵害行為はどこで行われても侵害を問い得るというものである。